

この事業は、民間事業者が行う体験型事業の新規開発や改良、外国人モニターを活用した調査及び評価などに対し補助を行い、市内への観光客の誘客と滞在時間の拡大を図ることを目的とし、地域住民にも愛される体験型事業・アクティビティを創出していくものです。

事業イメージ



申請

補助



▶これらが行う体験型事業の

新規開発

改良

海外個人旅行対応
モニターツアー



・観光客の誘客
・滞在時間の拡大



補助対象

◆ 補助対象事業

▶ 体験型事業の新規開発事業

市内で新たに体験型事業を実施する法人及び個人事業主が旅行者・宿泊客・市民が体験したくなる興味深い体験型事業を新規開発するための事業

▶ 体験型事業の改良事業

市内に体験型事業の活動拠点を有する法人及び個人事業主が旅行者・宿泊客・市民が体験したくなる興味深い体験型事業を改良するための事業

新しい生活様式に対応した体験型事業を行うための感染症対策整備なども対象となります。ぜひ活用をご検討ください。

▶ 海外個人旅行対応モニター事業

外国人モニター等を活用し、海外個人旅行者に対応する体験型事業の調査及び評価並びに海外へ観光情報を発信するための事業

申請方法【受付期間：令和3年6月21日(月)～令和4年1月31日(月)まで】

1. 応募 応募書類 様式

・ 提案書
・ 別紙
・ 参考資料
を申請先までご提出ください。

採択審査

2. 採択

審査委員会で審査を行い、採択が決定した際は採択通知書をお送りします。

※ご注意
この時点ではまだ事業実施はできません。

4. 交付決定

内容の確認を行ったのち、交付が決定した際は交付決定通知書(様式第2号)をお送りします。

事業実施

5. 実績報告

補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日もしくは実施年度の3/15のいずれか早い日までに
・ 実績報告書(様式第5号)
・ 添付書類
をご提出ください。

3. 申請

・ 交付申請書(様式第1号)
・ 添付書類
をご提出ください。

【添付書類】※下記の内容を任意様式にまとめていただいても問題ありません。

- (1) 申請者の営む主な事業
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

6. 支払い請求

・ 交付請求書(様式第6号)
・ 債権者登録申請書(※これまでに「花巻市会計管理者」からの支払いを受けたことがない場合のみ)
をご提出ください。

事業実施前に支払いを受けたい場合は、概算払請求ができます。

補助事業者は、事業完了後も最大5年間、事業実施効果報告書をご提出いただけます。

補助金の額

補助対象経費(内容:物品費、機械装置費、材料費、外注費、委託費)の
3分の2以内(上限20万円)

問合せ・申請先

〒025-8601花巻市花城町9-30
電話:0198-41-3542 FAX:24-0259
メール:kanko@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市商工観光部観光課

関係様式は市公式HPからもDLできます。
<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kanko/oshirase/1005429.html>

